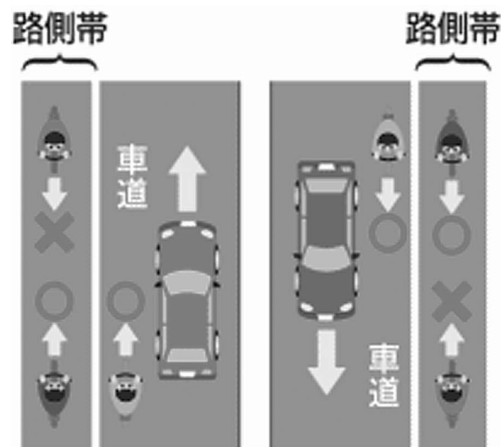


知っていますか？

自転車のルールとマナー

趣味で楽しんだり、日々の生活に欠かせない人もいる自転車。自転車に関わる交通事故を防ぐために、平成25年12月1日より道路交通法が改正され、自転車利用者に新たなルールが導入されました。



道路の状況に応じて、車道か路側帯どちらかを通行してください。

ブレーキ不良自転車は厳しく対処されます

警察官は、所定の安全基準を満たしているブレーキ（制動装置）を備えていないため交通の危険を生じさせる恐れがあると認められる自転車を停車させ、その自転車のブレーキについて検査することができま

す。ブレーキの整備不良やブレーキ自体がないことが確認された場合、警察官は、その自転車の運転者に対し、ブレーキの整備などの応急措置をとることや運転の中止を命じることができま



道路右側にある路側帯は通行できません

これまで自転車などの軽車両は、歩道がない道路の左側にある路側帯と、右側にある路側帯のどちらでも通行することができましたが、改正後は左側の路側帯を通行しなければならなくなりました。

自転車に乗って路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。また、路側帯を通行する歩行者が多いときなど、著しく歩行者の通行を妨げることになる場合は、自転車に乗って路側帯を通行することはできません。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合は、自転車を押して路側帯を通行するか、車道の左端によって車道を通行しましょう。

「自転車安全利用五則」を守りましょう

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用



新入学（園）児を交通事故から守りましょう！

春には新入学（園）児が通学（園）を始めて、ひとりで道路を歩く機会が増えます。保護者のみなさんは、交通安全について教えてあげましょう。「とび出し」の危険生を指導：道路を渡るときは、必ず一度立ち止まり、右左を見て近づいてくる車があったら、車が通りすぎるまで待つことを繰り返して教えましょう。

通学（園）路を子どもと一緒にチエック：一緒に通学（園）路を歩き、特に確認が必要な場所を子どもの目線の高さでチェックし、安全な通行方法を実地で指導しましょう。

信号の色の意味や利用方法を教える：どの信号（機）を見て渡るかを実地で指導し、信号が青になっても、車がきていないか確認してから渡ることを指導しましょう。

車の直前直後横断の危険性を指導：車のすぐ前や後ろからの横断は、安全確認が難しく、ドライバーから見落とされやすいことを実地で体験させ、見通しの良いところで渡るよう指導しましょう。